

«施設名»の運営に関する協定書

東京都台東区教育委員会（以下「甲」という。）と«運営事業者名»（以下「乙」という。）は、«施設名»の運営に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が行う学童クラブ事業の運営条件等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年3月31日までとする。

（定義）

第3条 この協定書において、「学童クラブ」とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業であって、台東区内に居住する小学校に在学する児童で、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童の健全な育成を図り、併せて保護者の負担の軽減を図ることを目的とする事業をいう。

（名称及び所在地）

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 «施設名»
- (2) 所在地 «台東区○○●丁目●番●号»

（運営条件）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を条件とし、学童クラブ事業を運営するものとする。

- (1) 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第23号。以下「条例」という。）を遵守し、都型学童クラブ事業実施要綱、東京都台東区こどもクラブ条例（平成13年3月27日台東区条例第4号。「以下「こどもクラブ条例」という。」）、東京都台東区こどもクラブ条例施行規則（平成13年4月1日台東区規則第43号。以下「施行規則」という。）、台東区こどもクラブ障害児等保育事業実施要綱及び台東区こどもクラブおやつ代助成要綱に基づいた運営を行うものとする。
- (2) 定員は●●名とし、支援の単位は●とする。
- (3) 対象児童は、甲が審査を行い、当該クラブの利用を承認した者とする。ただし、障害児等については、台東区こどもクラブ障害児等審査会において、利用が承認された者とする。ただし、台東区長が必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 配置支援員等は、別紙1「台東区民設民営型学童クラブ最低配置基準」のとおりとする。
- (5) 運営日は、月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までは除く）とする。また、乙が行事等により運営日の変更を希望する場合は、事前に甲と協議の上で決定する。
- (6) 育成時間については以下のとおりとする。

学校登校日	利用児童の下校時から午後●時まで (午後6時から●時は、延長育成時間)
学校休業日※	午前●時から午後●時まで (●時から●時は、延長育成時間)

※土曜日及び都民の日並びに利用児童の在籍小学校における春季休業日、夏季休業日、冬季休業日、振替休業日及び開校記念日等（1校あたりおおむね年間110日）

(7) 開室時間については以下を満たす時間とする。

学校登校日	午前10時30分から午後7時15分まで
学校休業日	午前8時から午後7時15分まで

(運営内容)

第6条 乙は、学童クラブ事業を実施するにあたっては、次の各号に掲げる内容を実施することとする。

- (1) 児童来室前の準備、出席確認等の安全管理及び児童が来室してから帰宅するまでの保護育成、健康・衛生管理
- (2) 入所、退所等に関する事務（利用申請書の受付、受付簿の作成等）
- (3) 保護者との連絡は、連絡帳を作成し、必要に応じて面談を実施するとともに、保護者会の開催に努めること。また、行事等のお知らせを適宜発行すること。
- (4) 情報配信システム等を導入し、保護者へ緊急連絡や案内の周知等ができるようにしておくこと。
- (5) おやつ代助成に関する事務（申請書の受理、助成金の管理等）
- (6) 傷害保険など保険に関する事務（事故報告書の作成、保険金の請求）
- (7) 児童台帳、育成日誌、児童出欠表・出欠率表の作成及び報告
- (8) 書類等の文書交換（保護者等からの提出書類等受領または区から連絡があった際は、翌開庁日までに文書交換を区の指定する場所で行うこと）
- (9) 児童又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための体制を整備すること。また、その体制について甲に報告すること。
- (10) 条例に規定する運営規程、安全計画、業務継続計画の策定及び甲への報告
- (11) 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付雇児発0521第8号）に規定する「放課後児童支援員等待遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を実施すること。また、甲が指定する様式にて賃金改善計画書及び実績報告書を甲の定める期日までに提出すること。
- (12) Wi-Fi環境を整備し、児童が小学校から貸与されるタブレット型パソコンを使用できること。
- (13) 電話回線を利用する非常通報装置（学校110番）の保守点検を定期的に実施すること。
- (14) 春季・夏季・冬季休業日において、希望する児童に対して昼食を提供する体制を整えること。
- (15) その他、甲が求める学童クラブとして必要な事務（内容は、甲乙の協議によるものとする）

(自主活動の実施等)

第7条 乙は、児童の実態やニーズを踏まえた特色ある自主活動を展開するなど、学童クラブ事業の内容の充実に努めるものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて学童クラブ事業の計画等の変更を要請することができるものとする。

(労務管理)

第8条 乙は、健康診断等により健康状態が良好であると確認した者を支援員等として配置するとともに、年1回の健康診断を受けさせることにより、支援員等の健康管理に努めるものとする。

- 2 乙は、支援員等の資質向上を図るため、必要な研修等の実施、研修会への職員派遣等に努めるものとする。
- 3 乙は、クラブに従事する支援員等について、年度当初に甲に名簿を届け出ること。年度途中に従事者を変更する場合は、都度、変更後の名簿を届け出ること。また、従事者の配置実績を毎月提出すること。

(保険の加入)

第9条 乙は、台東区こどもクラブが加入する保険と同等以上の補償内容の保険に加入するものとする。

(利用料の徴収及び減免)

第10条 乙は、学童クラブ事業に利用登録した児童の保護者から利用料を徴収することができるが、その額は、こどもクラブ条例に定める育成料に準じるものとする。ただし、地域の実情に応じて設定した独自の延長育成時間にかかる利用料が存在する場合については、甲と協議の上で定めるものとする。

2 乙は、前項の利用料の徴収にあたっては、施行規則の規定に準じて、当該利用料を減額し又は免除するものとする。

(事業費の補助)

第11条 甲は、別に定める「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」、「東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱」の規定に基づき、学童クラブ事業の整備費及び運営費について、予算の範囲内で補助することができるものとする。

2 甲は、乙が第7条第2項の規定による甲の要請に基づいて学童クラブ事業の計画の変更をした結果、新たに費用が発生した場合は、予算の範囲内で別途補助することができるものとする。

3 甲は、乙がクラブの分割を行った際には、予算の範囲内で分割に要した経費について補助することができるものとする。

4 運営費に関しては、この協定の期間において、甲は乙の請求により概算払で乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、個人情報の保護及び記録の管理について、別紙2「個人情報取扱いに関する特記事項」に従い適正に行うものとする。

(緊急時の報告)

第13条 乙は、天変地異、その他の事故により学童クラブ事業の実施が困難となったとき、又はそのおそれがあるときは直ちに甲へ報告しなくてはならない。

(事業の休止)

第14条 乙は、この協定締結後に、学童クラブ事業を実施することが適当でないと判断する事由が発生した場合は、甲と協議の上、その事由が消滅するまでの間学童クラブ事業を休止するものとする。

2 乙は、この協定締結後、天災地変等やむをない事由により学童クラブ事業を休止する場合は、速やかに甲と協議の上、学童クラブ事業の利用者に対する影響を最小限にするよう努めなければならない。

(報告の聴取等)

第15条 甲は、乙に対して必要な報告を求め、又は甲の所属職員をして学童クラブ事業の実施場所を実地検査させることができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合にはこの限りではない。

(解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1) 乙がこの協定の条項に違反したとき。

(2) 甲が乙の実施する学童クラブ事業の実施を不適当と認める事由が生じたとき。

(損害賠償)

第18条 甲は、前条に基づく協定の解除により乙に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

(事業の廃止)

第19条 乙は、学童クラブ事業を廃止しようとするときは、廃止予定日の前年度の8月末までに、甲と協議するものとする。

(協議)

第20条 乙は、学童クラブ事業に係る基本的な内容の変更を行う場合には、事前に甲と協議し、調整を行うものとする。

2 この協定の内容に関し、事情が変更になった場合又は特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

3 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決にあたるものとする。

上記の証として本書を2通作り、甲、乙が記名・押印の上、各1通を保存するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区教育委員会
教 育 長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○市○○●丁目●番●号
«運営事業者名»
代 表 者 ○ ○ ○ ○

別紙1

台東区民設民営型学童クラブ最低配置基準

1 基本配置

(1) 条例第10条第3項に定める放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を、2人以上常勤で従事させること。ただし、2支援単位以上の施設は、3人以上常勤で従事させること。

(2) 「東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金」の人物費補助を受ける場合には、上記の規定にかかわらず、定員に応じて、下表に示した数以上の職員を従事させること。

定員	常勤職員	非常勤職員
40名以下	3名	2名
41名から60名	3名	3名

(3) 常勤の支援員の内の1人は施設責任者とし、他の支援員等の管理等をすること。

(4) 常勤の支援員の内の1人は、防火管理者の資格を保持すること。

(5) 育成時間中は、1の支援の単位ごとに2人以上の支援員（常勤又は非常勤）を常時配置すること。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

2 障害児加配

障害児等が入所した場合は、支援員又は補助員を必要な時間帯に加配すること。加配する支援員等の数は、以下の表によるものとする。ただし、障害児等審査会により、障害児1人につき職員1人の加配が必要と判定された障害児等については、職員1人を加配する。

なお、高学年の障害児等に対し加配する支援員等は、当該年度中継続して雇用することが見込まれる非常勤職員とする。

障害児数	一般障害児										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
高 学 年 障 害 児	0人	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	4 (0)	4 (0)	5 (0)
	1人	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	5 (1)	5 (1)
	2人	1 (1)	2 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	5 (1)	5 (1)	
	3人	2 (2)	2 (2)	3 (2)	3 (2)	4 (2)	4 (2)	5 (2)	5 (2)		
	4人	2 (2)	3 (2)	3 (2)	4 (2)	4 (2)	5 (2)	5 (2)			
	5人	3 (3)	3 (3)	4 (3)	4 (3)	5 (3)	5 (3)				
	6人	3 (3)	4 (3)	4 (3)	5 (3)	5 (3)					
	7人	4 (4)	4 (4)	5 (4)	5 (4)						
	8人	4 (4)	5 (4)	5 (4)							
	9人	5 (5)	5 (5)								
	10人	5 (5)									

※()内は、職員のうち、高学年障害児対応職員

個人情報取扱いに関する特記事項

(秘密保持義務)

第1条 乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、協定期間満了後も同様とする。

(安全管理措置)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、責任体制、業務従事者の管理体制及び実施体制を確立し、必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

第3条 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後、直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

第5条 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(返還等)

第6条 乙は、協定の期間が終了したとき又は甲が請求したときは、その保有する個人情報について、直ちに甲の指定した方法により、廃棄、変換又は消去しなければならない。

(立入検査及び調査)

第7条 甲は、個人情報の管理状況について隨時に立入検査又は調査をし、乙に対して必要な報告を求め、又は事業の処理に関して指示を与えることができる。

2 乙は、委託による委託先のこの契約の遵守状況について監視し、隨時に立入検査又は調査をし、委託先に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。

(事故の報告)

第8条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

(損害賠償)

第9条 乙が、前記各条項に違反し甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。